

【第2次募集】:施設園芸等経営強化支援事業費補助金のご案内

省エネルギー(燃油削減)や省力化及び生産性向上を実践する施設園芸農業者等の取り組みを支援します。

事業要件

次の要件をすべて満たすこと

- ①山梨県内に居住または県内に事業所を置き、化石燃料を使用して施設園芸(野菜、果樹、花き)を営む農業者及び法人であること
- ②令和7年12月30日までに機器の設置及び支払いを完了する事業であること

事業内容

農業用資材等の物価高騰に対応できる生産基盤の強化及び経営強化を推進するため、県が指定する生産コスト削減及び生産性向上に資する機器の新規導入(設置に不可欠な工事を含む)に要する経費を助成

補助対象機器

補助事業	補助対象機器
省エネ機器導入	ヒートポンプ※、環境制御装置、循環扇、木質バイオマス暖房機
省力化機器導入	自動換気装置、常温煙霧機
生産性向上機器導入	炭酸ガス発生装置、細霧(ミスト)装置、自動かん水装置

※既存の化石燃料を熱源とする暖房機と併用して使用する場合のみ対象

ヒートポンプ



環境制御装置



循環扇



木質バイオマス暖房機



自動換気装置



常温煙霧機



炭酸ガス発生装置



細霧(ミスト)装置



自動かん水装置



補助対象経費

○補助対象経費	×補助対象外経費
✓ 機器代 ✓ 付帯設備代 ✓ 設置工事費(電気工事含む)	✓ 消費税、地方消費税 ✓ 中古機器 ✓ キュービクル(受電設備) ✓ 付帯設備のうち消耗品にあたるもの ✓ 諸経費(内訳が不明瞭なもの) ✓ 設置工事以外の経費(光熱水費、旅費、保険代等) ※ その他、不明なものはお問い合わせください

補助率

2/3以内(補助上限300万円、補助下限10万円)

※国の補助事業等により整備した施設内に本事業を活用して機器を導入する場合、必ず補助事業の規定に基づき、必要な手続きを行ってください。

※補助上限300万円: 令和7年度の1次募集交付決定額と2次募集交付申請額の合計が300万円まで

募集期間・提出先

■期 間: 令和7年6月25日(水)～7月25日(金)

■提出先: お住まいの地域を所管する各農務事務所地域農政課

(注意)

- ・ すべての書類が整った時点が申請の受理となります。申請を受理した順に審査を行います。書類の提出順ではありません。
- ・ 予算額を上回る申請があった場合、令和7年度第1回目募集で申請していない者、令和4年～令和6年の間に「施設園芸等経営強化支援事業」を活用していない者を優先的に採択した上で予算の範囲内で採択します。

問い合わせ先 (休日・祝日を除く 平日8時30分～17時15分)

■事業全体に関すること

山梨県農政部果樹・6次産業振興課 野菜・6次産業化担当 電話: 055-223-1600

■申請書類に関すること

組織名	電話番号	担当市町村
中北農務事務所 地域農政課	0551(23)3079	北杜市、韮崎市、甲斐市、甲府市、南アルプス市、中央市、昭和町
峡東農務事務所 地域農政課	0553(20)2829	甲州市、山梨市、笛吹市
峡南農務事務所 地域農政課	055(240)4114	市川三郷町、富士川町、身延町、早川町、南部町
富士・東部農務事務所 地域農政課	0554(45)7826	大月市、都留市、上野原市、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、丹波山村、小菅村、道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村